

徳島県告示第四百五十七号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和七年九月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 薬物の名称等

1 化学名 (ハR)・一・ベンゾイル・N・N・ジエチル・六・メチル・九・十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド（通称 一Bz・LSD）及びその塩類

2 化学名 tert・ブチル 三・「ニ」（ジメチルアミノ）エチル」インドール・一・カルボキシレート（通称 NBoc・DMT、NB・DMT）及びその塩類

3 化学名 (四S・五S)・五・(四・フルオロフェニル)・四・メチル・四・五・ジヒドロオキサゾール・二・アミン、(四R・五R)・五・(四・フルオロフェニル)・四・メチル・四・五・ジヒドロオキサゾール・二・アミン（通称 四F・四・MAR、四・fluoro・四・Methylaminorex、四Fex・para・fluoro・四・methylaminorex、四F・MAR、四・FPO）及びそれらの塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和七年九月六日